

【ドイツ】違法雇用及び社会給付不正に対抗する法律

主幹 海外立法情報調査室 泉 眞樹子

* 違法雇用及び社会給付不正を取り締まる閩労働税務監督局を、特に調査及び捜査の権限の面で強化し、公正な労働市場秩序構築に向け、更に改善する法律が2019年6月に公布された。

1 立法の目的

閩労働対策法¹により、違法な賃金慣行や労働搾取から労働者を保護し、違法雇用や社会保障制度の悪用を取り締まる閩労働税務監督局（Finanzkontrolle Schwarzarbeit: FKS）が、連邦財務省所管の税関組織の中に置かれている。2017年3月の閩労働取締強化法²に続き、FKSの任務と権限を更に拡充するため、違法雇用及び社会給付不正に対抗する法律³が、2019年6月28日に成立した。同法は、同年7月11日の連邦大統領署名を経て、同月17日に公示、翌18日に一部を除き施行された。今後は、より効果的で一貫性のある対抗策を講じることができ、現在約7,000人の職員を約3,500人増員することが計画されている⁴。同法は、海外労働者派遣に関するEU指令⁵の国内法化にも対応しており、外国人労働者の閩労働等への対策にも注力している。

2 法律の構成

同法は、全18条から成る条項法⁶で、第1条から第16条で関連する法律を改正する（第1条：閩労働対策法改正、第2条：労働者送出国（BGBl. I S. 799）改正、第3条：刑事訴訟法（BGBl. I S. 1074, 1319）改正、第4条：滞在法（BGBl. I S. 162）改正、第5条：社会法典第2編（求職者基礎保障）改正、第6条：社会法典第3編（就労支援）改正、第7条：社会法典第4編（社会保障総則）改正、第8条：高齢者パートタイム法（BGBl. I S. 1078）改正、第9条：所得税法（BGBl. I S. 3366, 3862）改正、第10条：公課法（BGBl. I S. 3866; 2003 I S. 61）改正、第11条：テレメディア法（BGBl. I S. 179）改正、第12条：電気通信法（BGBl. I S. 1190）改正、第13条：労働者派遣法（BGBl. I S. 158）改正、第14条：最低賃金法（BGBl. I S. 1348）改正、第15条：連邦児童手当法（BGBl. I S. 142, 3177）改正、第16条：社会法典第10編（社会行政手続及び社会データ保護）改正）。第17条は、基本権の制限について、「この法律の第3条第1号によっ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年1月14日である。

¹ Gesetz zur Bekämpfung der Schwarzarbeit und illegalen Beschäftigung (Schwarzarbeitsbekämpfungsgesetz) vom 23. Juli 2004 (BGBl. I S. 1842)

² 閩労働取締強化法 Gesetz zur Stärkung der Bekämpfung der Schwarzarbeit und illegalen Beschäftigung vom 6. März 2017 (BGBl. I S. 399); 泉眞樹子「【ドイツ】閩労働及び不法雇用の取締りを強化する法律」『外国の立法』No.274-2, 2018.2, pp.12-13. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11040402_po_02740205.pdf?contentNo=1>

³ Gesetz gegen illegale Beschäftigung und Sozialleistungsmissbrauch (SoMiBG) vom 11. Juli 2019 (BGBl. I S. 1066) 法案審議の過程については、Deutscher Bundestag, Basisinformationen über den Vorgang. [ID: 19-244647] <<http://di.pbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2446/244647.html>> を参照。

⁴ „Neues Gesetz gegen illegale Beschäftigung und Sozialleistungsmissbrauch: Aufgaben- und Befugnisserweiterungen für die Finanzkontrolle Schwarzarbeit der Zollverwaltung (FKS)“, 30.07.2019. Zoll.de website <https://www.zoll.de/SharedDocs/Fachmeldungen/Aktuelle-Einzelmeldungen/2019/arbeit_neues_gesetz_fks.html>

⁵ 海外労働者派遣指令実施等指令 (Directive 2014/67/EU (OJ L159, 28.5.2014, pp.11–31.)) ; 海外労働者派遣指令 (Directive 96/71/EC) を改正する指令 (Directive (EU) 2018/957) (Directive (EU) 2018/957 (OJ L173, 9.7.2018, pp.16–24.)) 同指令については、次を参照。島村智子「EU 海外労働者派遣指令の改正」『外国の立法』No.277-2, 2018.11, pp.6-7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11179143_po_02770203.pdf?contentNo=1>

⁶ 条項法 (Artikelgesetz) とは、複数の条 (Artikel) から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

て、通信秘密の基本権（基本法第 10 条で規定）が制限される」と規定し、施行日を規定する第 18 条は、第 2 条による労働者送出国法の改正については、外国に所在する事業主が関わる場合、2020 年 7 月 30 日に施行し、それ以外は、公布の翌日（2019 年 7 月 18 日）施行と規定する。

3 主な内容

(1) 登録事業所への立入調査

架空の雇用関係、偽装自営業に関する FKS の調査及び捜査権限を拡張し、FKS が登録事業所等に立ち入って調査することができるようにする。社会給付詐欺に関しては、請求権の根拠として架空の雇用契約が所管機関に提出されることが多く、FKS の権限拡張は、社会給付詐欺への有効な対策となると考えられている。

(2) 児童手当支給機関（家族金庫）への通知義務

偽装雇用契約等と関連が深い児童手当の不正受給について、FKS の監査任務を拡張し、偽装の疑いが生じた時点で、児童手当支給機関である家族金庫（Familienkasse）に対して直ちに通知する義務を課す。

(3) 関連諸機関間でのデータ転送

ジョブセンター（求職者への給付や相談支援を行う）、家族金庫、税務署、司法当局、警察等の関連機関の間で、データ転送を可能とする。

(4) 違法な労働者取引所への介入

公共の場所（道路脇等）やオンラインプラットフォーム、印刷媒体等で闇労働への労働力供給を行い、最低賃金を下回る雇用関係を発生させている違法な労働者取引所（「労働者帯（Arbeiterstriche）」と呼ばれ、労働ビザのない外国人等の非合法的な雇用をスポット的に成立させる場所）に介入する権限を、FKS に付与する。

(5) 同一労働同一賃金原則に関する監査

搾取的な労働条件について監査する権限を、FKS に付与する。同一又は類似の職種で働く労働者の労働条件が著しく不均衡かどうかを、FKS が監査することができるようになる。特に、外国人労働者が完全にだまされて、最低賃金を大幅に下回るケースに対処する。

(6) 労働者への住居・宿泊施設提供に関する監査・立入調査

労働者送出国法に基づき、宿泊場所に関する監査権限を FKS に付与する。労働者が高過ぎる家賃で劣悪な住居に収容されたり、ホームレスシェルターに避難したりしなくてもいいように、特に外国人労働者のための宿泊施設の最低基準について、労働協約によって合意された宿泊条件を監査する権限、当該宿泊施設に立ち入る権限が、FKS に付与される。

(7) 組織的な社会給付不正受給に関する通信監視

偽の請求書を捏造（ねつぞう）し、大掛かりな社会給付不正受給を行っている組織犯罪を取り締まるため、FKS に容疑者の通信監視の権限を付与する。

(8) 裁判手続上の権限強化

FKS の裁判手続上の権限が強化され、秩序違反裁判の主要審理に参加する権限が新たに付与される。刑事裁判においては、特定の条件下で税務行政官庁に捜査権限を付与することができる検察官としての権能が FKS に認められる。